

条例見直し調書

作成年度

平成 24 年度

条 例 名	神奈川県水源環境保全・再生基金条例		
条 例 番 号	平成 17 年神奈川県条例第 88 号	法 規 集	第 5 編第 2 章第 1 節
所 管 課	環境農政局水・緑部水源環境保全課		
条 例 の 概 要	水源環境の保全及び再生に資する事業を、長期的かつ安定的に推進するために必要な資金を積み立てるため、神奈川県水源環境保全・再生基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	神奈川県水源環境保全・再生基金は、水源環境の保全及び再生に資する事業を、長期的かつ安定的に推進するために設けられたものであり、現在でも設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、神奈川県水源環境保全・再生基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	神奈川県水源環境保全・再生基金は、水源環境の保全及び再生に資する事業に活用されており、長期的かつ安定的に推進するために有効に機能している。	23 年度積立額 3,787,130 千円 23 年度取崩額 4,044,311 千円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	神奈川県水源環境保全・再生基金は、最も確実かつ有効な金融機関への預金及び有価証券の保有等の方法で運用されており、その事務執行・運用は効率的に行われている。	23 年度末残高 474,380 千円 23 年度運用益 586 千円
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県水源環境保全・再生基金は、水源環境の保全及び再生に資する事業を推進する「第 2 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」に適合するものである。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 29 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>